

公立大学法人広島市立大学内部監査規程

平成22年4月1日

規程第76号

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 監査の実施等（第6条—第9条）
- 第3章 監査結果の報告等（第10条—第13条）
- 第4章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の業務運営及び会計経理に関する内部監査（以下「監査」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 監査は、法人の業務運営及び会計経理の適正を確保することを目的とする。

（定義）

第3条 この規程において「部局」とは、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第1章第3節に規定する学部、大学院、附置研究所、附属施設・センター及び事務局をいう。

（監査の種類）

第4条 監査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 業務監査 法人の業務運営が法令及び法人の規程を遵守し適正に執行されているか、効率的かつ効果的に実施されているか等について監査すること。
- (2) 会計監査 法人の会計経理が正当な証拠書類により適切に処理され、帳票等が法令及び法人の規程に従い適正に記録されているか等について監査すること。

（監査員）

第5条 監査に従事する職員（以下「監査員」という。）は、事務局各室等の事務職員のうちから理事長が任命する。

2 監査員は、事実に基づき公正不偏の立場で監査を実施しなければならない。

3 監査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第2章 監査の実施等

(監査の実施)

第6条 理事長は、定期又は随時に監査を行うものとする。

2 監査は、原則として、実地により行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、監査を受ける部局（以下「被監査部局」という。）及び関係する部局から取り寄せた書類の審査その他適宜の方法により行うことができる。

(監査の通知)

第7条 理事長は、監査を実施するときは、事前に被監査部局の長に文書で通知する。ただし、緊急又は特に必要と認める場合は、口頭で通知することができる。

(関係資料の提出等)

第8条 監査員は、監査の実施に当たり、被監査部局の長に対し、関係資料の提出、事実の説明、報告その他監査の実施上必要な対応を求めることができる。

2 被監査部局の長は、前項に規定する関係資料の提出等を求められたときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(監査への協力)

第9条 前条に定めるもののほか、被監査部局の長は、監査員が円滑かつ効果的に監査を行うことができるよう協力しなければならない。

第3章 監査結果の報告等

(講評及び意見交換)

第10条 監査員は、監査終了後監査結果の説明及び問題点等の確認のため、被監査部局の長に対し講評及び意見交換を行うものとする。

(監査結果の報告)

第11条 監査員は、監査終了後遅滞なく監査報告書を作成し、理事長に提出するとともに、監査結果の概要を理事会に報告しなければならない。ただし、監査の結果緊急を要すると認める場合は、この限りでない。

(監査後の措置)

第12条 理事長は、被監査部局の長に監査報告書の内容を文書で通知するものとする。

2 理事長は、監査の結果是正又は改善の措置を講じる必要があると認めるときは、前項の通知にあわせて、当該措置を講じるよう被監査部局の長に指示するものと

する。

- 3 被監査部局の長は、前項の指示を受けたときは、速やかに当該措置を講じ、その結果を理事長に文書で回答しなければならない。

(他の監査機関との連携)

第13条 監査員は、監事及び会計監査人と密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するよう努めなければならない。

- 2 監査員は、必要に応じ、監事及び会計監査人と会合を持ち、報告を受け、意見交換を行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月28日から施行する。